

山形市介護予防・日常生活支援総合事業における

訪問型サービス（従前相当）・A 重要事項説明書

当事業所は、山形市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（従前相当）・A の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号
代表者（職名・氏名）	会長 今野厚志
設立年月日	昭和32年1月
電話番号	023-645-9230

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	山形市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
サービスの種類	山形市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型サービス（従前相当）・A	
事業所の所在地	〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号	
事業所の管理者	高橋亮子	
電話番号	023-645-9231	fax023-647-9751
指定年月日・事業所番号	平成28年3月1日	0670100676
通常の事業の実施地域	山形市	
損害賠償責任保険	全国社会福祉協議会「社協の保険 総合補償」	

3 事業の目的と運営の方針

（1）事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型サービス（従前相当）・Aの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4 営業日時

営業日及び 営業時間	月曜日から日曜日まで1年365日営業 午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前8時から午後6時まで

5 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		従業者及び業務の一元的管理並びに運営に関する基準の遵守に関する指導
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)	名		利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握
訪問介護員等 (従事者)	名		訪問介護の提供

6 提供するサービスの内容

訪問型サービス（従前相当）・Aの内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	更衣：利用者の衣類等の交換の支援をいたします。 排泄：利用者の排泄の支援、おむつ交換をいたします。 食事：利用者の食事摂取のための支援をいたします。 入浴・清拭：利用者の入浴や身体清潔の支援をいたします。 身体整容：利用者の身だしなみを整える支援をいたします。 外出：利用者の通院や買い物等の外出の支援をいたします。 その他：利用者の体位交換や服薬等の支援をいたします。
生活援助に関する内容	掃除：利用者の居室等の掃除をいたします。 洗濯：利用者の衣類等の洗濯をいたします。 調理：利用者の食事の用意をいたします。 買い物：利用者の日常生活に必要となる買い物をいたします。 (預貯金の引き出しや預入は行いません。) その他：諸手続きの代行等をいたします。

※身体介護は従前相当のみとなります。

※いずれのサービスも、利用者を対象としているもので、家族に対するサービスは行いません。

※訪問介護サービスは、自立支援の観点から利用者ができる限り、自ら家事等を行うことができるよう支援することを目的としています。そのため、上記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法で行います。

7 利用料等

(1) 訪問型サービス（従前相当）の利用料

【基本部分】1時間以内

利用回数	サービス費用	利用者負担		
		1割	2割	3割
週1回程度の利用	14,640円	1,464円	2,928円	4,392円
週2回程度の利用	29,250円	2,925円	5,850円	8,775円
週2回程度を超える利用 (要支援2相当に限る)	46,400円	4,640円	9,280円	13,920円

(注1) 上記料金には介護職員等処遇改善加算(I)が加算されている状態で提示しています。

【加算について】

☆初回加算・・・新規に訪問型サービス（従前相当）計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う又は訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。（従前相当サービス）

加算額 2,000円（1割負担200円、2割負担400円、3割負担600円）

☆介護職員等処遇改善加算（I）・・・訪問介護員等に対し、賃金改善を実施した場合月総額に24.5%が加算されます。

(2) 訪問型サービスAの利用料

【基本部分】1時間以内

利用回数	サービス費用	利用者負担		
		1割	2割	3割
週1回程度の利用	11,520円	1,152円	2,304円	3,456円

週 2 回程度の利用	23,000円	2,300円	4,600円	6,900円
週 2 回程度を超える利用 (要支援 2 相当に限る)	36,500円	3,650円	7,300円	10,950円

(注 2) 上記料金には介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)が加算されている状態で提示しています。

【加算について】

☆介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・訪問介護員等に対し、賃金改善を実施した場合月総額に 22.4%が加算されます。

【認定を受けていないご契約者の場合】

- ① サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- ② 介護予防サービス計画等が作成されていない場合も償還払いとなります。この場合ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金は、毎月15日頃までに前月分の請求をいたしますので、末日までお支ください。お支払いただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は次のいずれかの方法によりお支払ください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	山形市内に本・支店のある、すべての金融機関でご利用いただけます。
振込の場合	きらやか銀行 桜町支店(普) 1022129 山形市社会福祉協議会 会長 今野厚志

8 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供を行う訪問介護員等(従事者)

サービス提供責任者 (訪問事業責任者)		☎ 023-645-9231
担当訪問介護員	複数の訪問介護員等(従事者)が交代してサービス提供します。	

(2) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は、「6 提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

④ その他（キャンセル）

利用前日の午後5時までにはご連絡ください。利用者の都合による急なキャンセルの場合は、至急連絡をお願いします。ご連絡がない場合キャンセル料が発生する場合があります。

体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。【☎ 023-645-9231】

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容等の変更を行います。

9 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

訪問介護 事業所	連絡先	☎ 645-9231
	対応 日・時間	365日 午前8時30分～午後5時30分
主治医		
ご家族		

10 事故発生時の対応

- ・訪問型サービス（従前相当）・Aの提供により事故が発生した場合は速やかに山形市、家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問型サービス（従前相当）・Aの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	高橋 亮子
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12 身体拘束等について

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録します。

13 ハラスメント防止について

- (1) 事業所は、訪問介護員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に取り組みます。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14 衛生管理等について

- (1) 事業所は、訪問介護員等（従事者）の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。また、感染症が発生又はまん延しないように措置を講じます。

15 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行っています。

1.6 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び従業者は、サービスの提供にあたり知り得た利用者又は利用者の家族の秘密について、正当な理由がない限り、契約期間中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
従業者に対する秘密の保持について	事業者は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

1.7 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

担当部署	訪問介護事業所 (窓口担当：樋口節子)
電話番号	0800(800)0804 (通話無料)
受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)

- ・当事業所では、事務局長、事務局次長を苦情解決責任者、在宅サービス課長、事業所の管理者を苦情実務担当者とし苦情等の対応を行います。また社会性と客観性を確保するため第三者委員を配置しています。

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
山形市福祉推進部 介護保険課 指導監査課	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212 介護保険課 (内線 846) 指導監査課 (内線 862)
山形県福祉サービス 運営適正化委員会	山形市小白川町二丁目3番31号	023-626-1755

1.8 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2 なし		

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業所 所在地 山形市城西町二丁目2番22号
事業所 山形市社会福祉協議会訪問介護事業所
サービス提供責任者（訪問事業責任者）

説明者職・氏名

印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明及び交付を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄
氏名

印

立会人 住所
氏名

印